

報告事項（2）

愛知県医師確保計画の改定について

1 改定の趣旨

地域や診療科での医師不足を背景に、この計画により地域の実情に応じた実効性のある医師確保対策を推進しているが、現行の計画期間は、令和2（2020）年度から令和5（2023）年度末までであり、計画期間満了を迎えるため改定が行われる。

2 計画の位置づけ

医療法第30条の4第2項の規定により地域保健医療計画の一部として位置付けられ、医師の数に関する指標を踏まえて2次医療圏における確保すべき数の目標などを定めるとしている。

3 計画期間

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間となる。

4 協議の場

方針等を協議する場は愛知県地域医療対策協議会となるが、医師確保計画を推進していく際には、各地域における医療提供体制が整備できるよう、地域医療構想との整合性に留意していく必要がある。

5 改定のポイント

令和6（2024）年度から適用される医師の働き方改革に関する取組状況に留意しつつ地域の医療提供体制を確保できるよう、必要な医師確保対策を講じていく必要がある。

6 スケジュール

令和6年	1月	パブリックコメントを実施済
	2月	愛知県医療審議会医療体制部会で審議
	3月	愛知県医療審議会で答申 公示